

# 熊本県共同募金会

## 甲佐町共同募金委員会会則

### (会 則)

第1条 社会福祉法人熊本県共同募金会市町村共同募金委員会設置規程第10条の規定に基づき、甲佐町共同募金委員会（以下「本会」という。）の会則を、次のとおり定める。

### (目 的)

第2条 本会は、社会福祉法人熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、本会の運営に住民の参加を図り、民意を十分に反映した共同募金運動を行うことを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 募金活動の実施
- (2) 共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 地域福祉に係わる資金需要の把握及び助成申請の周知と受付
- (5) 助成申請団体の審査及び助成事務とその評価
- (6) 社会福祉協議会との連携
- (7) 助成を受ける団体等からの相談への対応
- (8) 歳末たすけあい運動の推進
- (9) 関係組織との連絡調整
- (10) その他、共同募金運動の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、県共募が定める期限までに、区域内における募金計画及び助成計画、募金を行う際の募金活動案をまとめた共同募金推進計画を策定し、県共募に進達するものとする。

なお、策定にあたっては、区域内の地域福祉活動計画との連動を図る。

3 本会は、第2条に定める目的を達成するため共同募金推進会議を開催することができる。

4 共同募金推進会議は、共同募金運動に関して、できるだけ幅広い住民や団体の参加を呼びかけ住民の共同募金運動に対する理解と共感を高めるために開催する。

(名 称)

第4条 本会は、甲佐町共同募金委員会と称する。

(代表者)

第5条 本会に役員として会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、運営委員会において互選し、県共募の会長が委嘱する。
- 5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 補欠の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員)

第6条 運営委員は役員として、運営委員会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

- 2 運営委員は、甲佐町共同募金委員会運営委員選出規程に基づき選出した者の中から、運営委員会において選任し、本会の会長が委嘱する。
- 3 運営委員の定数は、10名以内とする。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は運営委員会で決定しなければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 会則の改正
  - (4) 共同募金推進計画の策定
  - (5) その他、会長が必要と認める事項
- 2 運営委員会は、会長が招集して、その議長となる。
  - 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。
  - 4 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 第1項第3号の決定がなされた時は、速やかに県共募会長の承認を得ることとする。

(監 事)

第8条 本会に役員として監事を2名置く。

- 2 監事は、本会の運営委員会の執行状況及び財務を監査して運営委員会に報告する。
- 3 監事は、運営委員会において選任し、県共募の会長が委嘱する。
- 4 監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会)

第9条 本会に助成計画の策定や共同募金の助成の審査を行うことを目的として、審査委員会を設置し審査委員を5名まで置くことが出来る。

- 2 審査委員会の委員は、運営委員会で選任し本会の会長が委嘱する。
- 3 審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会 計)

第10条 本会の会計は、県共募の経理規程に基づき行う。

(経 費)

第11条 本会の経費は、県共募から事務費及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 本会の事務局を熊本県上益城郡甲佐町岩下24番地(甲佐町社会福祉協議会内)に置く。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、熊本県共同募金会甲佐町分会は、令和4年3月31日をもって廃止する。